

令和3年1月15日

厚生労働省 健康局長
正林 督章 様

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 清水 嘉与子



一般社団法人 全国訪問看護事業協会
会長 尾寄 新平



新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの訪問看護師等への早期接種に関する要望書

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、訪問看護師は、在宅の新型コロナウイルス感染者の療養を支え続けています。訪問看護利用者の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合や、利用者本人に感染を疑う症状がある場合であっても、訪問看護師は休みなく利用者のもとでサービスを提供し続けています。また、新型コロナウイルス感染者の自宅療養および宿泊療養においても、自治体からの要請により訪問看護ステーションが支援を行っている例があります。

この訪問看護師の状況は、病院や診療所の看護師と何ら変わるところはありません。訪問看護師が感染しないこと、利用者に感染させないことが重要です。

しかしながら、現状では、早期に接種する医療従事者等の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等が記載されておられません。

感染が急拡大している現状では、入院対象であっても入院調整に期間を要するために自宅待機を求められるケースが発生しており、今後も増大するものと予想されます。訪問看護師はこうした自宅療養や自宅待機を行う患者を支えていかなければなりません。

一方で、訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、感染者が発生するとたちまち休業に追い込まれます。在宅医療を担う訪問看護従事者がいかに感染を予防し、悪化を防止するかは、地域の医療崩壊を招かないための最重要事項の1つです。

訪問看護ステーションの訪問看護師等を早期接種の対象である医療従事者の一員として明記し、自治体等に周知していただきたく、切にお願い申し上げます。

以上

【要望】 訪問看護ステーションの訪問看護師等をワクチンの早期接種医療従事者の範囲に明記し、関係者に周知すること